

施設機械工事等共通仕様書（R4.10月版）の改正概要

1. 基本事項

農林水産省農村振興局の令和4年4月版「施設機械工事等共通仕様書」及び、山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、施設機械工事等共通仕様書を一部改正するものである。

第1章「総則」については県土整備部に準拠し、第2章「機器及び材料」以降については農林水産省農村振興局に準拠し改正した。

2. 主な改正内容

・第2章 第1節 通則

材料の保管の仕方について修正した。

・第3章 第5節 塗装

鉛等有害物を含有する塗料の除去について追記した。

・第3章 第10節 電気配線

ビニル電線の色別について修正した。

・第10章 第2節 工場塗装工の材料

有効期限を経過した塗料について、やむを得ない理由により使用することができる旨を追記した。

3. その他

語句の追加、修正、JIS 試験番号修正等